

2025年度（令和7年度）

固定資産税（償却資産）申告の手引き

村税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、会社や個人で工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートの賃貸経営をしているなど、事業をされている方がその事業に用いる土地・建物以外の資産を「償却資産」といい、収益の有無にかかわらず固定資産税の課税対象となります。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

申告にあたっては、この手引きを参照されまして、償却資産申告書等を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

★★申告書の提出について★★

◆申告期限 **令和7年1月31日（金）**

◆申告方法

《郵送する場合》

〒861-2492

熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

西原村役場 税務課 固定資産税係 宛

※申告書の控えを希望される方は、必ず申告書控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。

《持参する場合》

西原村役場 1階 税務課へ提出してください。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで
（土日祝日を除く）

《電子申告する場合》

インターネットを利用した電子申告（^{エルタックス}eLTAX）を利用することもできます。

ご利用に際しては、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

●電話 0570 - 081459

（上記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

◎問い合わせ先

西原村役場 税務課 固定資産税係 償却資産担当 直通電話 096（279）4395

まず、申告する必要があるか、確認してみましょう！

《スタート》

1. 西原村内で事業（※）をしていますか？

※事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利等目的とするものではありません。

いいえ

申告は不要ですが、その旨をご連絡ください。

【連絡先】税務課
電話 096-279-4395

はい

2. 税務署へ提出する確定申告書の中に減価償却資産の記載はありますか？

いいえ

はい

3. 2の減価償却資産の中で、西原村内にある資産はありますか？

いいえ

はい

「該当資産なし」として申告をお願いします。

償却資産申告書を使い「18 備考」に「該当資産なし」と記入し、申告してください。

4. 3の資産の中で、下記のような申告の必要な資産がありますか？

※下記は申告が必要な資産の一例です。合わせて次ページ以降もご覧ください。

【申告が必要な資産例】

- ① 構築物…舗装路面、外構工事（門扉や植栽等）
- ② 建物附属設備…受変電設備、屋外給排水設備
- ③ 機械及び装置…製造業等の機械・装置、太陽光発電設備
- ④ 車両及び運搬具…大型特殊自動車
- ⑤ 工具、器具、備品…医療等の機器、パソコン、応接セット

いいえ

はい

償却資産（固定資産税）の申告が必要です。提出書類を確認のうえ、申告をお願いします。

●初めて申告する方

- 1.償却資産申告書
- 2.種類別明細書
（増加・全資産用）

●前年の資産と変わらない方

- 1.償却資産申告書
- 2.種類別明細書
※「18 備考欄」に「資産増減なし」と記入し、申告してください。

●前年の資産と変わる方

- 1.償却資産申告書
- 2.種類別明細書
（増加・全資産用）
- 3.種類別明細書
（減少資産用）※1

※1 減少資産は、種類別明細書（全資産用）に見え消し線で消して提出される場合は、種類別明細書（減少資産用）の提出は不要です。

〈目 次〉

I	償却資産のあらまし	
1	償却資産とは（申告の対象となる資産）	1
2	償却資産の種類	1
3	業種別の主な償却資産	2
4	建築設備における家屋と償却資産の区分	2
5	申告の対象となる資産	4
6	申告の対象とならない資産	4
7	大型特殊自動車と小型特殊自動車	5
8	太陽光発電設備について	6
9	リース資産の取扱い	7
II	償却資産の申告について	
1	申告が必要な方	7
2	申告内容及び提出書類	7
3	中古資産の耐用年数	8
4	申告に際しての注意事項	8
5	個人番号・法人番号の記入のお願い	9
6	申告内容の変更・修正	10
7	申告されなかった方・虚偽の申告をされた方	10
8	過年度に遡及しての課税	10
9	実施調査のお願い	10
III	固定資産税（償却資産）の課税について	
1	税率・税額	10
2	課税標準額・税額の求め方	10
3	免税点	11
IV	非課税・課税標準の特例等	
1	非課税となる償却資産	11
2	課税標準の特例等が適用される資産（抜粋）	12
3	減免が適用される償却資産	12
V	国税と地方税（固定資産税）の比較	12
VI	償却資産申告書・種類別明細書の記入例	13

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは（申告の対象となる資産）

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。（これに類する資産で法人税（所得税）を課されない者が所有するものを含む。）

例えば、会社や個人で工場や商店などの経営を行っている方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方がその事業のために用いる構築物（家屋で課税されているものは除く）・機械・器具備品等が対象となります。

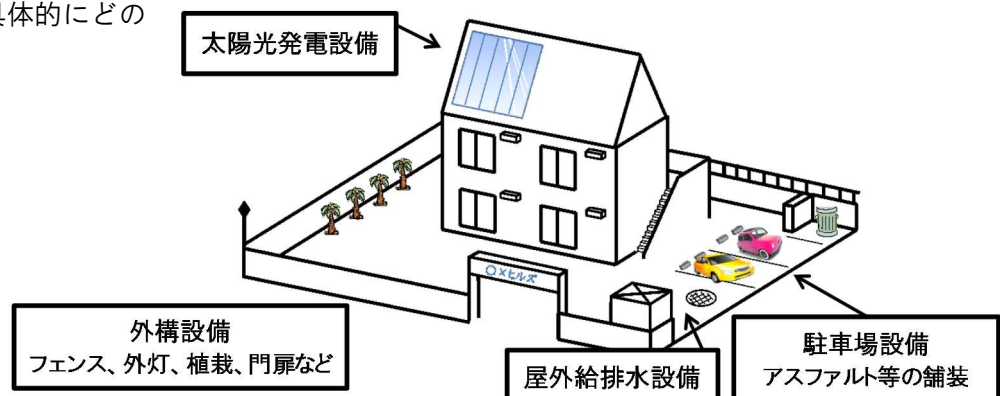
なお、「事業のために用いる」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類

資産の種類			主な償却資産の例
1	構築物	構築物	駐車場等の舗装路面、屋外広告塔、緑化施設、庭園、門、塀、畜舎、堆肥舎、ビニールハウス など ※家屋評価対象となっているものは除く
		建物 建物附属設備	1 プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうちで償却資産として扱うもの（「4 建築設備における家屋と償却資産の区分」P2 参照） 3 テナント（賃借人）の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているもの
2	機械・装置		工作機械、農業用機械、食品加工設備、運搬設備、太陽光発電設備、建設用機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」）など
3	船舶		一般船舶、モーターボートなど※主たる定置場所が西原村内
4	航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船 など ※主たる定置場所が西原村内
5	車両・運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99 及び 900～999」）、その他運搬車 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
6	工具・器具及び備品		机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、パソコン、プリンター、テレビ、陳列ケース、医療機器、理・美容機器、厨房用品、電気・ガス機器、その他営業用備品 など

不動産賃貸業の場合

償却資産とは、具体的にどのようなものか？



3 業種別の主な償却資産

(1) 各業種共通

構 築 物	倉庫(基礎なし)、舗装路面、門、塀、外構、庭園、ネオンサイン、緑化設備、駐車場設備、受変電設備、外灯、LAN 設備など
工具・器具及び備品	応接セット、キャビネット、事務机、椅子、金庫、コピー機、ロッカー、看板、パソコン、ブラインド、カーテン など

(2) 業 種 別

飲 食 業	カウンター、室内装飾品、放送設備、冷蔵庫、製氷機、自動食器洗浄機、厨房設備、カラオケ、音響機器、日よけ など
理 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、看板、ポールサイン など
公 衆 浴 場	井戸、ボイラー、動力ポンプ、露天風呂施設 など
医 療 ・ 薬 局 業	薬品戸棚、ベッド、X線装置、心電計、消毒雑菌用機器、歯科診断用ユニット、投影品、光学検査機器、洗濯設備 など
小 売 業	陳列台・陳列棚・陳列ケース、冷蔵ストッカー、簡易間仕切り、冷蔵庫(室)、冷凍機、自動販売機、レジスター など
製 造 業	舗装設備、製造ライン装置一式、動力配線設備(屋内照明用除く)、貯水設備、梱包機、リフト など
ガ ソ リ ン 給 油 業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、キャノピー(事務所と接していないもの)、油水分離装置 など
土 木 建 設 業	ラフタークレーン等大型特殊自動車(P5 参照)、油圧ショベル等建設機械、レベル、溶接機等の機械装置及び器具 など
駐 車 場 業 不 動 産 貸 付 業	柵、屋外照明等の電気設備、駐車装置、屋外給排水設備、ルームエアコン、駐車場の舗装、外構一式、自転車置き場 など
農 業 ・ 畜 産 業	畜舎、堆肥舎、ビニールハウス(家屋評価対象となっているものを除く)、選別機、脱穀機、消毒機、かくはん機、コンベアー、水槽、サイロ、給餌機、搾乳設備など

4 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの建築設備(家屋と一体となって効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、これらを家屋と償却資産に区分して課税しています。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合は、以下のものを償却資産として取扱います。

- ・ 独立した機器としての性格が強いもの(受変電設備など)
- ・ 特定の生産又は業務の用に供されるもの
(工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備など)
- ・ 取り外しが容易で別の場所へ自在に移動できるもの(ルームエアコンなど)

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合は、償却資産となります。

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けした電気設備、ガス設備、給排水設備や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管などはテナントの方が償却資産として申告してください。

家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式（配線・配管含む）		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	予備電源設備	自家発電設備、蓄電池設備		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電灯照明設備	屋外設備一式（外灯等）		○		○
		屋内設備一式	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	監視カメラ設備	テレビ（受像機）、カメラ		○		○
		配管、配線等	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	避雷設備		○			○
給排水衛生設備	給水・排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	給湯器	○			○
		特定の生産又は業務用の給湯設備		○		○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	運搬設備	特定の生産又は業務用の運搬設備（工場等のベルトコンベアー）		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	○			○
	厨房設備	事業用の設備一式（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）		○		○
		上記以外の設備	○			○
	洗濯設備	事業用の設備一式（旅館、ホテル、クリーニング業、病院等）		○		○
	劇場	照明設備・スクリーン		○		○
	焼却炉	独立焼却炉		○		○
	その他	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POSシステム、簡易間仕切り（臨時的・反復的に設置、撤去が可能なもの）、カーテン、ブラインド等		○		○
外構工事	立体駐車場	機械式駐車場（機械）・パレット式立体駐車場・２段式昇降駐車装置		○		○
	外構工事	門、塀、植栽、駐輪設備、舗装路面、砂利敷き、擁壁、庭園、広告塔、ネオンサイン、看板、ポール、メールボックス等		○		○

（注）上記は例示のため、設備の用途や構造等によって取扱いが異なることがあります。

5 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次にあげる①～⑩のいずれかに該当するもの。

- ① 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- ② **償却済みの資産**（事業用に使用している場合は申告が必要です。）
- ③ 簿外資産
- ④ 遊休資産・未稼働資産
- ⑤ 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- ⑥ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑦ 福利厚生のに供する資産
- ⑧ **賃借人（テナント）**等が取り付けした内装、造作、建築設備等の資産
- ⑨ 少額償却資産等（別表1）
- ⑩ 大型特殊自動車（P5 参照）

別表1

 ：申告の対象となる部分 ：申告の対象とならない部分

（取得金額）	個別に減価償却しているもの （取得価額10万円未満のもの含む）など	
（30万円未満）	中小企業者等の少額資産特例※ （租税特別措置法第28条の2、第67条の5）	
（20万円未満）	リース資産 （20万円未満）	3年で一括償却
（10万円未満）		一時に損金算入（10万円未満）

※ 租税特別措置法第28条の2、第67条の5により中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税については申告の対象となります。耐用年数の記載も必要です。

6 申告の対象とならない資産

- ① **自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの**（普通自動車、軽自動車等や小型特殊自動車に該当しているトラクタ、フォーク・リフト等）
※性能、型式、構造等が自動車用として設計されて、車輛に取り付けられたカーステレオやカーナビゲーションなども申告の必要はありません。
- ② 生物（観賞用・興行用生物は除く）
- ③ 無形固定資産（商標権、営業権、ソフトウェア）など
- ④ **耐用年数が1年に満たないもの**（使用可能期間が1年未満のもの）
- ⑤ 繰延資産（創立費、開業費）など
- ⑥ 書画骨董（複製品等、装飾目的で使用されるものは申告の対象）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するファイナンスリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ⑧ 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項に規定する取得価額が20万円未満の資産で、3年間で一括償却したもの
- ⑨ 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条に規定する取得価額が10万円未満の資産で、一時に損金算入したもの

7 大型特殊自動車と小型特殊自動車

大型特殊自動車は、陸運局への登録の有無にかかわらず、すべてが固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

次の表に掲げる車両は、大型特殊自動車に該当します。

種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の台車が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15 km/h を超えるもの	4.7m を超えるもの	1.7m を超えるもの	2.8m を超えるもの
		(上記の各項目に1つでも該当すれば 大型特殊自動車です)			
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動	35 km/h 以上のもの	大きさの制限はありません。		
その他	ポート・トレラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。			

大型特殊自動車でナンバー登録している場合の「分類番号」は次のとおりです。

- 0、00～09、000～099 建設機械に該当するもの（自走式作業用機械設備等）（2種）
9、90～99、900～999 建設機械以外のもの（5種）

一方、表の基準を超えないものは小型特殊自動車となります。小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象となるため償却資産の申告は不要です。

ただし、公道を走らない、農地や構内に限る仕様であっても軽自動車税の対象となります。役場税務課の窓口でナンバープレートを取得してください。

※乗用装置のない農耕用作業自動車は償却資産になります。

農耕作業用自動車

最高時速 35 km/h 以上
⇒ 償却資産

最高速度 35 km/h 未満
⇒ 軽自動車税の対象



コンバイン



トラクタ



田植機

一般用・建設用

上記の表の項目に1つでも該当する場合
⇒ 償却資産



ショベル・ローダ



フォーク・リフト

●けん引式農作業機（農耕作業用トレーラ）の取扱い

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、「農耕作業用トレーラ」として、農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラをお持ちの方は、償却資産申告で「減少資産」として申告してください。軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

農耕作業用トレーラの具体例

- ・ マニユアスプレッダ ・ バキュームカー
- ・ トレーラ ・ ロールベアラ
- ・ ジャイロテッター など



Q. 所有している「農耕作業用トレーラ」は
大型 or 小型特殊自動車のどちらに該当するか？

A. 大型 or 小型特殊自動車のどちらに該当するかは、運行速度の時速 35 kmが基準となります。「農耕作業用トレーラ」は、被けん引自動車（けん引される自動車）であることから、けん引自動車（農耕トラクタ）の公道走行時におけるけん引時の最高速度で種別が決まります。

けん引車の種別 〈農耕トラクタ〉	公道走行における <u>けん引時の最高速度</u>	被けん引車の種別 〈農耕作業用トレーラ〉
小型特殊自動車	35 k m/ h 未満	小型特殊自動車
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり※1)		
大型特殊自動車	35 k m/ h 以上	大型特殊自動車※2

※1 農耕トラクタが大型特殊自動車であっても、けん引時に必要な条件を満たしていなければ、運行の速度制限(15 km/h 以下)等を遵守する必要があります。

※2 最高時速が 35 km/h 以上のものは大型特殊自動車となり、陸運支局への登録の有無にかかわらず、全てが償却資産の申告対象となります。

8 太陽光発電設備について

遊休地や家屋の屋上スペース・屋根等に太陽光発電設備を設置した場合も、償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないにかかわらず、償却資産として 申告の対象 となります。
個人 (事業用)	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために設置した場合は事業の用に供している資産となります。売電されているかいないにかかわらず、償却資産として 申告の対象 となります。
個人	住宅や土地に発電出力 10 キロワット以上の設備を設置して、発電量の全量、又は余剰を売電する場合は償却資産として 申告の対象 となります。

9 リース資産の取扱い

リース資産は契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。

リース契約の内容	借りている方	貸している方
《通常の賃貸借契約によるリース資産》 期間満了と同時に資産が回収される場合	×	○
《実際の売買にあたるようなリース資産》 所有権留保付割賦販売等、リース期間満了後に資産が使用者の所有物となるような場合	○	×

(○＝申告対象、×＝申告対象外)

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、法人税・所得税法における所得の計算上、売買取引として取扱われますが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおり所有者である貸主(リース会社等)が申告する必要があります。

また、所有権移転外ファイナンスリース取引の貸主が所有するリース資産で、取得価額 20 万円未満のものは申告の対象になりません。

II 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

毎年 1 月 1 日現在、本村に土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産を所有している個人又は法人。

なお、次の方々や次の場合も申告が必要となります。

- ①償却資産を他に賃貸している方
- ②割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- ③償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- ④償却資産を共有されている方
※各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。
- ⑤所有していた該当資産が前年中に全て無くなった場合(減少資産)
- ⑥廃業、解散、休業、移転等の場合(申告書備考欄にその旨を記入し提出してください。)

2 申告内容及び提出書類(提出書類の記入方法は 13～16 ページをご覧ください。)

◆前年度に申告された方

項 目	説 明
内 容	令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までに増加及び減少した償却資産 令和 6 年 1 月 1 日以前に取得した償却資産で、申告漏れ等のあった償却資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
備 考	ア 現在所有の償却資産の申告内容に誤りがあり、修正される場合、又は減少資産がある場合は、同封の「種類別明細書」に見え消し修正、又は削除して提出してください。 イ 資産の増加・減少もしくは修正が全く無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」に「資産増減なし」と記載して提出してください。 ウ 電子申告される方は、「種類別明細書(減少資産用)」を添付してください。

◆今回初めて申告される方（新規に事業を開始された方など）

項 目	説 明
内 容	令和7年1月1日現在、西原村内に所有している全ての償却資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
備 考	ア 資産の所有が無い場合は、①償却資産申告書「備考欄」に「該当資産なし」と記載して提出してください。この場合、②は提出不要です。

◆企業の電算処理様式により申告される方

項 目	説 明
内 容	令和7年1月1日現在、西原村内に所有している全ての償却資産
提出書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
備 考	ア 「全資産」及び「増加及び減少資産」の明細を添付してください。 イ 全資産について、取得価格、評価額、課税標準額を記載してください。 ウ 用紙サイズはA4にしてください。

3 中古資産の耐用年数

中古資産を取得した場合は、その資産の耐用年数を法定耐用年数ではなく、事業の用に供した時以降の使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができます。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出（改良費等）の金額が、その中古資産の再取得価額（中古資産と同じ新品のものを取得する場合の取得価額）の50%に相当する額を超える場合は、法定耐用年数を適用することになります。

また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、簡便法により算定した年数によることができます。

（簡便法による耐用年数の計算）

法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数×20% 例 7年×20% = 1.4年 = 2年
法定耐用年数の一部を経過した資産	（法定耐用年数－経過年数）＋（経過年数×20%） 例（15年－9年）＋（9年×20%）＝7.8年＝7年

※ 算出した耐用年数に1年未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。なお、その年数が2年に満たない場合、耐用年数は2年とします。

4 申告に際しての注意事項

- （1）免税点未満（課税標準額が150万円未満）になると判断される場合でも申告は必要です。
- （2）法人成り、解散、事業所閉鎖等の場合でも、申告書備考欄にその旨と異動年月を記載し申告してください。
- （3）決算日、事業年度に関係なく1月1日現在所有の償却資産について申告してください。

- (4) **消費税の取扱い**については、税込処理をしている場合は税込価格が、税抜処理をしている場合は税抜価格がそれぞれ取得価額となります。**税務署へ提出される減価償却明細内訳書に記載した取得価額と同一の取得価額で申告してください。**
- (5) 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、**圧縮や下取金額の差引きをしていない額で申告してください。**
- (6) **耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産でも**、その価値が無くなったわけではなく、取得価額の5%が評価額の最低限度として残ります。**その資産が事業の用に供することができる状態にある限り、償却資産として申告しなければなりません。**
- (7) 住所、法人名、代表者名等の変更又は法人合併された場合は、別紙に記入して添付してください。
- (8) 償却資産申告書の送付先や納税通知書の送付先が、申告書に記載された住所と異なるときは、送付先の住所を別紙に記入して添付してください。
- (9) 独自の申告様式を使用するなどにより、翌年度以降本村からの申告書等の送付が不要な場合は、申告書の備考欄にその旨(「申告書送付不要」「申告依頼等送付不要」など)を記載してください。

5 個人番号・法人番号の記入のお願い

個人事業者の方は、番号法(第16条)に基づくマイナンバー(個人番号)の確認、及び申告者の本人確認を実施します。個人事業主の方は、個人番号を、個人事業者の方は、法人番号を所定の記載欄に記入をお願いします。なお、法人事業者の方は番号確認及び本人確認は不要です。

また、マイナンバー(個人・法人番号)の記入がない申告書についても有効なものとして、これまで同様に申告を受付けます。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード※1」「住民票の写し(個人番号付き)」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」など(①が困難な場合、②でも可) ②「西原村から送付された氏名・住所(住民登録地)が印字済の償却資産申告書」等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード※1」 「本人の住民票(個人番号付き)の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証(代理人が法人の場合)」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合に限り、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

※2 郵送の場合は、確認資料の写しを同封してください。ただし、代理権確認資料のみ原本とします。

※3 電子申告(eLTAX)の場合は、電子証明書等により本人確認をするため、本人確認資料等の添付は不要です。

6 申告内容の変更・修正

申告した内容に変更が生じた場合や申告漏れが判明した場合は、速やかに修正申告をしてください。

修正申告の方法は、「償却資産申告書」の上部余白に「**修正申告**」と明記し、修正すべき内容、修正すべき年度が分かるように記載してください。

7 申告されなかった方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条及び村税条例第 75 条の規定により、過料を科されることがあるほか、同法第 368 条の規定により、不足税額に加えて、延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科されることがあります。

8 過年度(令和 6 年度以前)に遡及しての課税

申告漏れ等の償却資産については、現年度だけでなく資産を取得した年の翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により最大 5 年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期とは異なり、納期は 1 回となりますので、ご注意ください。

9 実施調査協力をお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、実施調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。

Ⅲ 固定資産税（償却資産）の課税について

1 税率・税額

税率は 1.4/100（1.4%）です。

課税標準額 (1,000 円未満切捨て)	×	税率 1.4/100	=	税 額 (100 円未満切捨て)
-------------------------	---	---------------	---	---------------------

2 課税標準額・税額の求め方

申告していただいた 1 月 1 日現在の全資産について、資産ごとの取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき評価額を算出し、それぞれの評価額を合計したものが課税標準額（課税標準の特例を受ける資産は軽減後の額）となります。

資産の取得年	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × ($1 - R \times \frac{1}{2}$) 小数点以下第 4 位切捨て
前年前に取得した資産	前年度評価額 × ($1 - R$)

※ R・・・耐用年数に応じた減価率（次頁参照）

減価残存率

- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 評価額の最低限度は、取得価額の 5/100 です。

◆耐用年数による減価率表

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092
7	0.280	13	0.162	19	0.114	25	0.088

《計算例》

(1) 評価額 () 内の計算は小数点第4位以下切り捨て

	品名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	評価額(円)
1	コピー	H29.9	1,000,000	5	0.369	$H30=1,000,000 \times (1-0.369/2) = 815,000$ $H31=815,000 \times (1-0.369) = 514,265$ $R2=514,265 \times (1-0.369) = 324,501$ 省略(R3 から R5 も上記計算方法です) $R6=81,527 \times (1-0.369) = 51,444$ $R7=51,444 \times (1-0.369) = 32,461 < 50,000$ ※R6 で取得価額の 5%(50,000 円)より小さくなるため、R6 以降は <u>50,000 円が評価額</u> になります。
2	応接セット	R6.3	500,000	8	0.250	$500,000 \times (1-0.250 \times 1/2) = 437,500$
3	電話機器	R6.7	3,383,310	6	0.319	$3,383,310 \times (1-0.319 \times 1/2)$ $= 2,841,980$
計			4,883,310			3,329,480 円

(2) 課税標準額 評価額の合計=3,329,000 円 (1,000 円未満切捨て)

(3) 税 額 3,329,000 円 $\times$ 1.4/100 = 46,600 円 (100 円未満切捨て)

3 免税点

課税標準額(全資産の合計)が **150 万円未満の場合は、課税されません。**

※ただし、免税点未満になると判断される場合にも **申告は必要です。**

IV 非課税・課税標準の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する固定資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申請書」に必要事項を記入の上、非課税内容に係る資料とともに提出してください。

2 課税標準の特例等が適用される資産（抜粋）

（１）地方税法第 349 条の 3、同法第 349 条の 3 の 4、もしくは以下の表にあてはまる償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例の適用を受ける資産	適用期間	特例率	添付書類
【地方税附則第 15 条第 45 項】 中小企業者等が本村の先端設備等導入計画の認定を受け取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備 <u>(R5.4.1 以降取得分)</u>	・ 取得時期 R5.4.1～R7.3.31 で賃上げ表明なしの場合 3 年間	1/2	・ 申請書・認定書の写し ・ 工業会証明書の写し ・ リース会社が申告する場合は、契約見積書と軽減計算書の写し ・ 賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の 1/3 の軽減を希望する場合、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し
	・ 取得時期 R5.4.1～R6.3.31 で賃上げ表明ありの場合 5 年間	1/3	
	・ 取得時期 R6.4.1～R7.3.31 で賃上げ表明ありの場合 4 年間	1/3	

（２）短縮耐用年数、増加償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長に提出した届出又は承認申請の写しを申告書に添付してください。

3 減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、西原村税条例第 71 条第 1 項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が減免されます。

V 国税と地方税（固定資産税）の比較

税務署へ提出される「減価償却明細内訳書」と地方自治体へ申告していただく「償却資産(固定資産税)」では、下記のとおり取扱いが異なります。

項 目	国税の取扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取扱い 償却資産 (固定資産税)
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度（決算期）	賦課期日（1 月 1 日）
減 価 償 却 の 方 法	定率法・定額法の選択制度	固定資産税定率法（旧定率法）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。 （圧縮前の取得価額で申告）
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
増 加 償 却	認められます。	認められます。
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1 円）	取得価額の 5%
改 良 費 （ 資 本 的 支 出 ）	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）

Ⅵ 償却資産申告書・種類別明細書の記入例

1 償却資産申告書

西原村内で事業を開始した年月を記入してください。

申告書提出日を記入してください。

住所又は所在地、氏名又は法人名及び電話番号を記入してください。共有で資産をお持ちの方は、共有者の連名で申告していただくことになりますので、備考欄に共有者の氏名又は法人名と住所又は所在地を記入してください。

(イ)の欄には、
前年前に取得された資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。(前年度申告書(二)欄の額)
※今までに申告いただいている方は資産の種類別に取得価額の合計額が既に記載されています。

(ロ)の欄には、
前年中に減少した資産の取得価額を資産の種類別に記入してください。
※実際に処分した資産の価額であり、償却額ではありません。

(ハ)の欄には、
前年中に取得した資産の合計額を資産の種類別に記入してください。

(二)の欄には、
(イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した合計額を資産の種類別に記入してください。
資産の増減がない場合は、(イ)欄と同じ金額を記入してください。

※前年前とは
令和6年1月1日以前
前年中とは、
令和6年1月2日から
令和7年1月1日まで

受付印		令和 7 年 1 月 10 日		令和 7 年度	
		西原村長 様		償却資産申告書	
所有者	1 (ふりがな) 住所 又は納税通知書送付先	〒861-2402 あそぐんにしはらむらおおあざこもり3259 阿蘇郡西原村大字小森3259 (電話(096)279-3111)			
	2 (ふりがな) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしゃ にしはらのうえん 株式会社 西原農園 代表取締役 西原 太郎 (屋号)			
資産の種類		取得価額		償却額	
		前年前に取得したもの(イ)		前年中に減少したもの(ロ)	
1	構築物	5,780,000			
2	機械及び装置	6,100,000	3,800,000		
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	400,000			
7	合計	12,280,000	3,800,000		
資産の種類		※ 評価額 (ホ)		※ 決定価額	
1	構築物				
2	機械及び装置				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合計				

記載の必要はありません。
ただし電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

〈用紙・様式について〉

- 1 申告書等は複写式ではなく単票です。必要に応じて控えをお取りください。
- 2 西原村から送付した申告書以外で申告される場合(eLTAXを含む)は、送付した申告書に記載の所有者コードを転記してください。

事業種目を具体的に記載してください。
また、法人にあっては資本金又は出資金等の金額を記入してください。

この申告について応答される方並びに経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

1234567

3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有 ☒ 無
4 事業種目(資本等の金額)	甘諸生産・販売 30 百万円	9 増加償却の届出	有 ☒ 無
5 事業開始年月	昭和60年 4月	10 非課税該当資産	有 ☒ 無
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理係 河原 次郎 (電話 279-3111)	11 課税標準の特例	有 ☒ 無
7 税理士等の氏名	小森 三郎 (電話 279-××××)	12 特別償却又は圧縮記帳	有 ☒ 無
		13 税務会計上の償却方法	☒ 定率法 ☐ 定額法
		14 青色申告	☒ 有 ☐ 無

各項目について、該当する方を○で囲んでください。(不明の場合は記入不要です。)

額	
に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	5,780,000
7,470,000	9,770,000
1,300,000	1,700,000
8,770,000	17,250,000
定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)

15市(区)町村内に おける事業 所等資産の 所在地	① 西原村大字河原805-1 ② ③ ④
16 借用資産	貸主の名称等 熊本市中央区水前寺6丁目1番1号 ▲▲リース株式会社
(有)・無)	
17 事業所用家屋の 所有区分	☒ 自己所有 ☐ 借家

複数事業所がある場合は、各所在地を全て記入してください。4箇所以上ある場合は、別紙を作成して記入のうえ、添付してください。
太陽光発電設備を所有されている場合は、設置場所を記載してください。

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

※有りの場合は貸主の住所、名称等を記載してください。(リース元等)

事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。

- 1 「資産なし」の場合、「資産増減なし」の場合は、その旨記入してください。
- 2 法人成・解散・事業所閉鎖などの場合は、その旨と異動年月を記載してください。
- 3 所有者欄に送付先を記載されている場合は、住民票上の住所又は登記上の住所を記入してください。
- 4 償却資産を共有されている場合は、その共有者全員の住所・氏名を記入してください。
(例)「西原 太郎 外1名」の場合
小森 花子 西原村大字小森575-1
- 5 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考になる事項を記入してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

2 種類別明細書

売却や減失など減少した資産は、見え消し線で消してください。

※所有者コード			※	令和7年度				
				種類別明細書(増加資産・全資産用)				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	
1	1		貯蔵庫	1	S60.5	2,000,000	20	
2	2		田植機	1	H15.6	3,500,000	7	
3	2		甘藷洗浄機	1	H16.3	800,000	7	
4	2		動力噴霧器	1	H19.10	300,000	7	
5	2		乾燥機	1	H20.10	1,500,000	7	
6	1		ビニールハウス	1	H23.5	3,780,000	14	
7	6		パソコン	1	H27.7	400,000	4	
8	6		エアコン	1	R5.7	300,000	6	
9	2		太陽光発電設備	1	R6.10	7,000,000	17	
10	6		コピー機	1	R6.7	1,000,000	5	
11	2		動力噴霧器	1	R6.10	470,000	5	
12								
13								
				小計		17,250,000		
						+2,280,000		

資産に対する数字を記入してください。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

記載の必要はありません

該当資産の名称を記入してください。

それぞれの償却資産の取得価額を記入してください。
※1 取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額
(当該償却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他、当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいう。
なお、**圧縮記帳** (国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をした金額)、**下取り金額を差引いた額は認められません。**
※**個人事業者の場合、事業用資産は、事業割合に関係なく全額を記入してください。**

注意 「増加事由」の欄は 1新規取得 2中古品取得

ページごとに取得価額の合計額を記入してください。

償却資産申告書・種類別明細書の様式が 西原村ホームページからダウンロードできます。

☆西原村ホームページアドレス

<https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>

西原村 > くらし・行政 > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税
> 令和7年度償却資産(固定資産税)の申告について

西原村 償却資産

Q 検索



申告書ご提出の前にご確認ください

- ☐ 「1 住所」欄に納税通知書の送付先が記入されていますか？
- ☐ 「6 この申告に対応する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- ☐ 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- ☐ 控えのご返送をご希望の場合、切手を貼った返信用封筒は同封されていますか？

村税の納付には 安心、便利な口座振替をご利用ください！

口座振替のお申し込みをされることにより、各納期限日に、ご指定の口座から自動的に引き落とされます。直接、金融機関や役場に出かけなくても納付でき、納め忘れを防ぐことができます。

※取扱金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本第一信用金庫、阿蘇農業協同組合、ゆうちょ銀行

申告書の提出先及び問い合わせ先
(郵送で提出する際、宛名としてご利用ください。)

きりとり

〒861-2492
熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

西原村役場 税務課 固定資産税係 行

(償却資産申告書在中)